

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制の見直し

一の新規化学物質に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量に基づき環境に影響を及ぼすものとして省令で定める方法により算出される当該新規化学物質の数量を合計した数量が政令で定める数量を超えることとなる場合には、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は確認をしてはならないものとする。

(第三条第二項及び第五条第五項関係)

第二 特定一般化学物質等に係る管理の強化

一 一般化学物質に分類される化学物質のうち、毒性が強いものとして、継続的に摂取される場合には人の健康を著しく損なうおそれがあるもの等を「特定一般化学物質」とするものとする。

(第二条第八項関係)

二 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、新規化学物質の製造又は輸入の事前届出について、その新規化学物質の毒性が、特定一般化学物質の毒性に該当するもの(以下「特定新規化学物質」という。)であると判定したときは、その結果をその届出をした者に通知するとともに、これを公示しなければ

ならないものとする。

(第四条第四項及び第六項関係)

三 特定一般化学物質を業として取り扱う者（以下「特定一般化学物質取扱事業者」という。）又は特定新規化学物質を業として取り扱う者（以下「特定新規化学物質取扱事業者」という。）は、特定一般化学物質又は特定新規化学物質を他の事業者に譲渡し、又は提供するときは、その相手方に対し、その譲渡し、又は提供するものが特定一般化学物質又は特定新規化学物質である旨の情報等を提供するよう努めなければならないものとする。

(第八条の二関係)

四 主務大臣は、特定一般化学物質又は特定新規化学物質による環境の汚染を防止するため特に必要があるとき、当該特定一般化学物質に係る特定一般化学物質取扱事業者又は当該特定新規化学物質に係る特定新規化学物質取扱事業者に対し、その取扱いの方法に関し必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(第三十九条関係)

五 主務大臣は、特定一般化学物質取扱事業者又は特定新規化学物質取扱事業者に対し、その取扱いに係る特定一般化学物質又は特定新規化学物質の取扱いの状況について報告を求めることができるものとする。

(第四十二条関係)

六 その他所要の規定を整備すること。

第三 附則

一 この法律の施行期日について定めるものとする事。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする事。

(附則第二条、第三条及び第四条関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする事。

(附則第五条関係)